

元 商 第 464 号
令和 2 年 2 月 5 日

会津若松市商工審議会 会長 青木 孝弘 様

会津若松市長 室井 照平

会津若松市工業振興計画（案）について（諮問）

このことについて、会津若松市商工審議会条例（平成 4 年会津若松市条例第 43 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 会津若松市工業振興計画（案）について

諮 問 事 項

会津若松市工業振興計画（案）について

本市ではこれまで、地域未来投資促進法に基づく会津地域基本計画により、工業振興に取り組んでまいりましたが、近年の国内外の経済状況、生産年齢人口の減少、IoT化への対応、東日本大震災の復興・創生期間終了による各種優遇制度の廃止など、製造業及び企業誘致を取り巻く環境は大きく変化しております。また、会津若松徳久工業団地の完売により、市内の工業団地の分譲が終了しているところであります。

このような中、さらなる工業振興を図るためには、きめ細かな対応が必要となることから、新たな工業用地の確保を含めた今後の企業誘致の方向性を検討し、本市独自の工業振興計画を策定するものであります。

記

1 会津若松市工業振興計画（案）

計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間とし、工業振興施策の方向性及びプロジェクトの内容を定め、本市の工業振興を図ろうとするものであります。